
プロジェクト	持分法
項目	持分法会計に関するプロジェクトについての IASB への追加のフォローアップ書簡

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X 年改訂）」（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）（以下「ED」という。）を公表し、ED の提案に対するフィードバックを踏まえた再審議を行った。
2. 本資料は、当該持分法会計に関するプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）における関連会社との取引に関して、2026 年 9 月までの IASB ボード会議での再審議における暫定的な決定に対する本委員会の対応についてご意見を伺うことを目的としている。

2025 年 11 月書簡提出の経緯

3. 当委員会は、2025 年 1 月 17 日に IASB の ED の提案に対するコメントを提出し、とりわけ、関連会社との取引から生じた利得及び損失の全額を認識する提案については強く反対する意見を述べた。
4. IASB は、2025 年 6 月の IASB ボード会議において本プロジェクトの再審議の方向性について議論し、2025 年 9 月より ED の提案に対するフィードバックを踏まえた再審議を進めている。IASB は、本プロジェクトでは持分法について包括的な見直しを行わないとしているが、議論された再審議の方向性で基準が確定した場合には、持分法に対する根本的な変更が行われることになると考えられる。また、IASB は、ED の提案により大きな影響を受けると考えられる法域の利害関係者が挙げている懸念を真摯に取り扱う必要があると考えられる。
5. このような点について、当委員会の懸念を改めてお伝えするために、2025 年 11 月に IASB に対して「現在再審議中の持分法会計に関するプロジェクトについて」¹と題する書簡を提出した。

¹ https://www.asb-j.jp/jp/opinion/committee_comments/y2025/1015-1107.html

2026 年 6 月書簡提出の経緯

6. IASB は、2025 年秋以降、関連会社との取引から生じた利得及び損失の全額を認識する提案に反対した法域（主に日本及び中国）の利害関係者の懸念を理解し、当該懸念を他の利害関係者と議論するために追加のアウトリーチ等の作業を行ったとしている。当該追加作業の結果は、2026 年 2 月の IASB ボード会議において共有されている。
7. IASB は、2026 年 5 月の IASB ボード会議において、関連会社との取引に関する提案について再審議を行い、当該提案に係る今後の方向性として、主に次のことを暫定的に決定した。
 - (1) 投資者が関連会社とのすべての取引から生じた利得又は損失を全額認識するのか、又は認識を制限するのかのいずれかを選択することを認める会計方針の選択を導入する。ただし、事業の移転に係る利得又は損失は例外とし、全額が認識される。
 - (2) 投資者が利得又は損失の全額を認識することを選択する場合には、投資者は次の事項を開示する。
 - ① 関連会社との取引から生じた利得又は損失の認識についての会計方針
 - ② 関連会社との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失
 - (3) 投資者が利得又は損失の認識を制限することを選択する場合には、投資者は次の事項を開示する。
 - ① 関連会社との取引から生じた利得又は損失の認識についての会計方針
 - ② 関連会社及び共同支配企業との取引に係る制限された利得又は損失の期首残高から期末残高への調整表（次の項目を含む）
 - (ア) 制限された利得又は損失の期首残高
 - (イ) 期首残高に含まれていた制限された利得又は損失のうち純損益に認識した金額
 - (ウ) 当期に制限された利得及び損失の金額(当期に純損益に認識した金額と区分して開示)
 - (エ) 制限された利得又は損失の期末残高
 - ③ 当期末現在の制限された利得又は損失の金額及びそれが財政状態計算書のどこに含まれているか
 - ④ 制限された利得又は損失が認識された包括利益計算書上の科目

8. 前項の暫定的な決定のうち、関連会社との取引から生じた利得又は損失の認識の制限が会計方針の選択として導入される点については評価できるものの、開示要求については依然として懸念が残ると考えられるため、当委員会は当該評価及び懸念を IASB に伝達するためのフォローアップの書簡を作成し、2026 年 6 月 23 日に IASB に対して送付した²。

今回の当委員会の追加の対応

9. IASB では 2026 年 6 月末でこれまでの IASB 議長が退任し、IASB 副議長のもと 7 月及び 9 月の IASB ボード会議において本プロジェクトの再審議が進められ、本資料第 7 項の開示要求に関する暫定決定に大きな変更がないまま 9 月の IASB ボード会議において改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の公表に係る書面投票プロセスを開始することが決定された。
10. 当委員会は、2026 年 10 月に就任した IASB の新議長に対して、本資料第 8 項に記載した会計方針の選択の導入に係る開示要求の追加についての懸念を改めて強く伝達し、いずれの会計方針を選択した場合であっても開示の負担が可能な限り均等になるように再検討することを奨励する、追加のフォローアップの書簡を作成することが考えられる。具体的な文案は参考資料に示している。

ディスカッション・ポイント

持分法会計に関するプロジェクトについての IASB へのフォローアップ書簡の提出及び当該書簡の文案についてご意見をいただきたい。

以 上

² https://www.asb-j.jp/jp/opinion/committee_comments/y2026/2026-0623.html